

大樹町地域おこし協力隊インターン設置要綱を次のように定める。

令和7年6月2日

大樹町長 黒 川 豊

大樹町告示第44号

(設置)

第1条 人口減少、高齢化等の進行が著しい本町において、地域外の人材を本町に招致してその定着を図るとともに、定住及び地域の活性化を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、大樹町地域おこし協力隊インターン（以下「協力隊インターン」という。）を設置する。

(活動)

第2条 協力隊インターンは、大樹町地域おこし協力隊設置要綱（平成27年告示第21号）第2条に規定する地域おこし活動を行うものとする。

(委嘱要件)

第3条 協力隊インターンの隊員（以下「インターン生」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 3大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。）をはじめとする都市地域（過疎、山村、離島、半島等の対象地域又は指定地域を有していない市町村をいう。）等に住民票を有する者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格事項に該当しない者
- (3) 心身ともに健康で、過疎地域の地域おこし活動に対し意欲と情熱があり、積極的に活動できる者

(委嘱期間等)

第4条 インターン生の委嘱期間は2週間以上3か月以下とし、延長はしないものとする。

(身分及び活動形態等)

第5条 インターン生は、町の委嘱を受け、地域おこし活動の対価として、報償費の支給を受けるものとする。ただし、町との雇用契約は存在しないものとする。

- 2 インターン生の活動日数等に関する諸条件については、別途募集要項等で定める。
- 3 インターン生がやむを得ず委嘱期間満了前に退職しようとするときは、速やかに町長へ申し出るものとする。
- 4 町長は、インターン生が次の各号のいずれかに該当する場合は、これを解嘱することができる。
 - (1) 法令若しくは協力隊インターン上の義務に違反し、又は地域おこし活動を怠ったとき。
 - (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するとき。

(3) 心身の故障のため、地域おこし活動の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(4) インターン生としてふさわしくない非行があったとき。

(5) 第8条及び第9条の規定に違反したとき。

(活動報告)

第6条 インターン生は、町長が別に定める方法により、地域協力活動の実績を町長に報告しなければならない。

(報償費等)

第7条 協力隊インターンの報償費は、1活動日あたり12,000円を上限とする。

2 前項の活動費には、住居及び活動用車両の借上費、活動旅費等移動に要する経費、作業道具及び消耗品等の地域おこし活動に要する経費を含むものとする。

(服務)

第8条 インターン生は、その活動を行うに当たっては、地域住民その他関係者との信頼関係の保持に努めなければならない。

(秘密の保持)

第9条 インターン生は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。その任を退いた後も同様とする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、インターン生の活動等に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。